行政書士しが

発行所　滋賀県行政書士会
発行人　井上超由／編集人　奥野慎太郎
所在地　滋賀県行政書士会館
〒520－0056
大津市末広町２－１（ＪＲ大津駅前徒歩１分）
TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
E-mail：shigakai@gyosei-shiga.or.jp
URL：http://www.gyosei-shiga.or.jp/

新型コロナウイルス感染症拡大と滋賀会の対応について

滋賀県行政書士会 会長　井上　超由

全世界的に新型コロナウイルス感染症の影響が拡大していますが、我が国においても、4月7日に政府の「緊急事態宣言」が7都府県に発令され、4月16日に対象地域が滋賀県を含めた全国に拡大するなど、深刻な状況となってきており、終息の見通しも立たないような状態になっています。

滋賀県行政書士会の対応

滋賀会では、3月2日、研修会等の行事や事業について、慎重に開催の是非を検討するよう方針を出し、個別の行事等について検討した結果、どうしても延期や中止をできないものを除き、多くの研修会等を中止しました。なお、行事等を実施した場合も可能な限りの感染防止の対策を講じました。

4月以降もこの方針は継続して、3つの密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）が重ならないかどうかを行事等を実施する際の基準にして、開催するかどうか判断しました。そして、その後4月中旬以降、滋賀県でも感染者の増加のペースが上がりましたので、4月13日、行事や事業が、緊急を要する場合及び会則等の規定により延期・中止が避けられない場合を除いて、原則会場に集まっての行事や事業を中止・延期する方針を出しました。

その結果、4月以降も多くの行事や事業を中止しましたが、どうしても集まって開催しなければならない場合、必要最小限の人数に限り、通常よりも間隔を空けて座り、窓や扉を常時開けて換気をする等、感染防止に務めました。今後、今月末の滋賀会定時総会についても、懇親会は全面中止し、会則上書面決議等が認められておらず会議の開催はしますが、できる限り委任状での出席を要請する等、最小規模で実施する方向で検討しています。

会務の電子化について

元々滋賀会では、会務の電子化を進めており、かなり以前から部門ごとにメーリングリストで情報交換をしたり、クラウド上でファイル共有をしたりして、電子化に取り組んできました。近年では、一部の部門（正副会長、外国人材受入サポートセンター相談員等）では、ビジネスチャットシステムの「Chatwork」を使って情報共有やタスク管理を行ったりしています。

そして、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大もあり、経営部会を皮切りに、Web 会議システムの「Zoom」を使って Web 会議が実施されました。その後、続々と他部門でも Web 会議ができる体制が整ってきております。Web 会議については、ネット環境があればメンバーがオフラインで集まることなく開催できますので、今後会議を Web 会議で行うことが増えてくると思います。

事務局の勤務体制－テレワークについて

新型コロナウイルス感染症の拡大に際して、テレワークに注目が集まってきました。テレワークとは、「tele＝離れた所」と「work＝働く」をあわせた造語で、情報通信技術を活用して、時間や場所にとらわれずに柔軟に働く形態を言い、在宅勤務も含みます。

そして、政府や滋賀県知事からも新型コロナウイルス感染症拡大防止のためテレワーク（在宅勤務）を推進するように要請もされています。

滋賀会においても、必要な際に、テレワークを実施できる体制を取れるように執行部や総務部、事務局で具体的に検討しています。

今後について

今後、滋賀会としては、国や県の要請を踏まえて、わが会としての情報収集も継続して、行事等の開催や事務局の体制について、迅速に判断をしてゆきます。上述した Web 会議等の情報通信技術をさらに活用して、会務や事務局の体制を構築したいと思います。

また、場合によっては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合、研修会等についても Web セミナーとして開催することも必要になるかもしれません。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響はすでに甚大なものになっています。日行連は、生活支援、事業者支援、行政に対する支援を行政書士が積極的に行う方針を打ち出しました。滋賀会としても、この方針に積極的に協力して、支援を行ってまいります。